

令和 4 年 10 月 30 日

広島地方裁判所民事第 3 部合 3 ア係 御中

陳述書

(氏名) 川口 祐賀子 

- 1 私は、平成 17 年 4 月に三ツ輪エアサービス株式会社（以下「当社」といいます。）に入社しました。現在、私は当社の釧路空港営業所の係長を務めており、釧路空港において、カウンター、手荷物受託、保安検査場、ゲート業務等の旅客一般業務を行い、また、当該業務に関する指示を行う旅客責任者として勤務しています。なお、令和 4 年 2 月 6 日当時は、旅客責任者として勤務する資格は有しておりませんでした。
- 2 令和 4 年 2 月 6 日、被告株式会社 AIRDO（以下「被告 AIRDO」といいます。）が運航する航空便（AIRDO 72 便、午前 9 時 50 分 釧路空港発、羽田空港行。以下「本件航空機」といいます。）に原告と高橋清隆氏（以下「高橋氏」といい、原告と合わせて以下「原告ら」といいます。）が搭乗するまでの経緯について、私が経験したことを以下述べます。なお、被告 AIRDO は、全日本空輸株式会社に対し、被告 AIRDO の業務の一部を委託しており、当該業務のうち釧路空港における地上業務については、全日本空輸株式会社から当社が再委託を受けております。すなわち、本件に係る地上旅客業務において対応したのは、

私を含め全て当社の従業員ということになります。

3 私は、当日、別の業務に従事していましたが、その業務が終わってカウンターに戻った際、カウンター業務を担当していた当社の他の係員（以下「カウンター係員」といいます。）が、マスクを着用していない男性（氏名不詳。以下「見送り人A」といいます。）と話していました。二人の様子がおかしいと思いつつも、私は、カウンターの近くにある旅客事務所に戻りました。その後、カウンター係員が旅客事務所にやってきて、当社の上席者らに、見送り人Aが午前9時15分頃にカウンターを訪れて話した内容、すなわち、原告らの本件航空機に係る搭乗手続きをして欲しいこと、原告らは搭乗に際し「議員であるからマスクを着用できない」こと、座席は周りに人がいない後方を指定してほしいこと及び往路において羽田空港から搭乗した際はマスクを着用せずに搭乗したこと等を話しました。

4 被告AIRD Oの内規（乙9）上、マスクを着用していない旅客については以下の対応を採ることとなっています。すなわち、同内規によれば、搭乗を希望する旅客について、鼻と口が常時覆われていないか又は何も着用していない場合には、①定期航空協会及び被告AIRD O名義の周知文書（乙8。以下「本件周知文書」といいます。）を交付し、マスクの着用を要請する、②当該旅客がマスクの着用を拒否した場合、未着用事情を確認する、③未着用の理由が「健康上の理由」ではない場合にはマスクの着用に代わる代替手段（フェイスシールドやマウスシールド等、鼻と口が常時覆われているものの着用をいいます。以下、マスク、フェイスシールド、マウスシールド、その他鼻と口を常時覆うものを併せて「マスク等」といいます。）を提案する、④当該旅客がマスク等の着用を拒否した場合、被告AIRD Oの国内旅客運送約款（乙1。以下「約款」といいます。）7条に基づきマスク等の着用を指示する、⑤当

該旅客がマスク等の着用を拒否した場合、約款14条に基づき搭乗を断ることとされています。このため、相談を受けた当社の上席者は、カウンター係員に対し、上記対応フローに基づき対応すべく、本件周知文書を交付して改めてマスクの着用を要請し、マスクの着用ができない場合には未着用の理由を確認し、フェイスシールドやマウスシールドの着用をお願いするよう指示しました。

5 当該指示を受け、カウンター係員はカウンターに戻り、私もフェイスシールドを準備して、カウンターに向かいました。カウンターに戻ったカウンター係員は、見送り人A及び同人に続きチェックインカウンターに現れたマスクを着用していない女性（氏名不詳。以下「見送り人B」といい、以下、見送り人Aと併せ「見送り人ら」といいます。）に対して、本件周知文書を交付しようとしていました。しかし、見送り人らは、当該文書の受領を拒否し、「あなたのごことは訴えたくないから、早く手続を進めるために責任者が対応してほしい」などと述べました。

6 私は、見送り人らに対し、健康上の理由がない限り、マスク等を着用頂く必要があり、着用頂けない場合には搭乗できないこと等を説明しましたが、見送り人らは、「議員だから」マスク等は着用できない、「健康上の理由と申告すれば簡単に搭乗手続きをできると理解しているもの、いわゆるノーマスク活動をしているのでマスクは着用できない」と述べ、これらの着用を頑なに拒んだ上、「搭乗後の予定が詰まっているため、搭乗できなかつたら『すごい損害』になり、『大変な事』になる」、「あなたたちが悪い訳じゃないけど乗れないと賠償請求という話も出てくる」等と早口で述べました。

7 このような見送り人らの反応を受け、私とカウンター係員は、いったんチェックインカウンターを離れて旅客事務所に戻り、当社の上席者らに、どのように対応すべきか相談しました。当該上席者らは、見送り人

らの言動、特に見送り人らが、原告らは、往路においてはマスク等を着用せず搭乗したと申告していたこと等を踏まえ、原告らがいわゆるノーマスク活動をしていること等が、本件周知文書における「健康上の理由」のうち「精神的な苦痛」を伴う場合に該当するものとして、他の旅客と離れた座席を指定することでマスク等未着用のままの搭乗を認めることとし、私とカウンター係員に、搭乗手続を行うよう指示しました。なお、後で知ったのですが、原告らは、往路便においては、「顔面神経痛」との申告をして、マスク等未着用での搭乗を認められたようです。

8 午前9時35分頃、私とカウンター係員が再びチェックインカウンターに向かったところ、チェックインカウンターの前には、見送り人らのほか、原告ら本人も待機していました。私は、原告ら及び見送り人らに対して、搭乗手続をする旨を伝え、搭乗手続を開始しましたが、原告は、私達に対し、「早く乗せろ!」、「搭乗できなかつたらどうするんだ、すごい損害になるぞ!」、「差別だ!」等との発言を、旅客事務所の鉄のドア越しに聞こえるほどの大声で威圧的に繰り返しました。原告のこのような言動を受け、私は、「今後も損害賠償などのお話をされると脅迫と取られかねないのでお気を付けてください。」と伝えましたが、見送り人らは口々に「脅迫ではない」と言いつつ、見送り人Bは私に対し、私の「発言を録音している」と述べました。

9 原告が上記のような発言を繰り返し、私の説明を聞こうとしなかったため、私は、原告に対し、「今、手続き致します」と伝え、併せて、手続後に搭乗口まで案内する旨も伝えました。なお、原告は、被告AIR DOのチェックインカウンターの職員が、「あなた方が乗るままでは出航することはありませんので、ご安心ください。ついては私が責任を持つて、ご案内いたします」と述べたと主張しているようですが、私もカウ

ンター係員も、そのような発言をしたことは一切ありません。

10 その後、カウンター係員が、原告らに搭乗券を交付し、私が原告ら及び見送り人らを搭乗口まで案内し、原告らは本件航空機に搭乗しました。

以上